専門職大学院制度について

<u> <目的 ></u>

研究者養成と高度専門職業人養成の混在 (ただし、高度専門職業人養成の目的は不明確)

修士課程

(専攻分野の研究能力又は高度専門 職業能力育成)

- ・学位は修士
- ・標準修業年限は2年
- ・研究指導が必須
- ・30単位以上の習得、論文審査の合格など
- ・相当数の研究指導教員の配置

<u>博士課程</u>

(研究者としての自立した活動及び 高度専門職業に必要な研究能力 育成)

- ・学位は博士
- ·標準修業年限は5年(前期2年、後期3年)

学校教育法の改正 (H15.4.1施行)

> 大学院の目的規定 の整理(高度専門職業人 養成の明確化) 専門職学位の創設

既存の大学院

<目的> 研究者養成+高度専門職業人養成

修士課程

博士課程

専門職大学院

<目的> 専ら高度専門職業人養成

専門職学位課程

- <分野>
- ・国家資格等と関連する分野
- ・社会的に特定の高度な職業能力 が必要とされる分野
- ・学位は修士(専門職)
- (法科大学院は、法務博士(専門職))
- ・標準修業年限は2年が基本(分野毎に柔 軟に設定:法科大学院は3年)
- ・少人数教育、双方向的・多方向的な授業、 事例研究、現地調査など教育目的にふさ わしい教育方法
- ・研究指導、論文審査は要しない
- ・3割の実務家教員(法科大学院は2割)
- ・第三者評価を義務付け(5年ごと)